

傍聴を希望される方へ

1 傍聴の申出

令和元年7月10日（水）開催の令和元年度第1回中央区文化推進事業助成審査会の中で行われる「中間報告会」の傍聴をご希望される方は、同日午後1時50分に「新富区民館 2階 6・7号室洋室」にある「傍聴受付」に「傍聴希望申出書」を提出してください。

2 傍聴の定員

傍聴の定員は20人とします。

なお、傍聴希望者数が定員を超えた場合には抽選となり、当選者のみが傍聴をすることができます。

3 傍聴席の入場制限

次のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。

- (1) 凶器その他危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示版、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) その他審査会の議事等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴席での順守事項

- (1) 事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴席では、次の行為を行うことができません。
 - ア 委員長等の許可なく、指定された傍聴席を移動すること。
 - イ 写真、動画等を撮影し、又は議事を録音すること。
 - ウ パーソナルコンピュータ等情報通信機器を使用すること。
 - エ 容儀を乱し、又は談話すること。
 - オ 飲食し、又は喫煙すること。
 - カ 会議中の言論に対し批評を加え、又は拍手その他の方法で賛否を表明すること。
 - キ 騒ぎ立てる等審査を妨害すること。
 - ク その他中間報告会の円滑な運営に妨害となるような行為を行うこと。
- (3) 委員長から退場の指示があった場合には、速やかに退場してください。